

ガス小売供給約款新旧対照表

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>I この小売約款の適用</p> <p>1. 実施及び適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、このガス小売供給約款（以下「この小売約款」といいます。）によります。</p> <p>(3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社（導管部門）からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。</p> <p>10. ガス使用契約の契約</p> <p>(1) ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものとしたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに35（1）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものとしたします。</p>	<p>I この小売約款の適用</p> <p>1. 実施及び適用</p> <p>(1) 当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）の供給条件は、このガス小売供給約款（以下「この小売約款」といいます。）によります。なお、ガスの料金（以下「料金」といいます。）その他当社が別に定める供給条件は、この小売約款に定めるほか、小売約款と一体をなすものとして当社が別に定める料金等定義書および付帯サービス定義書（以下これらを総称して「定義書等」といいます。）によります。</p> <p>(3) この小売約款および定義書等に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。また、必要に応じて、当社（導管部門）からお客さまに別途協議の申し入れがある場合があります。</p> <p>10. ガス使用契約の契約</p> <p>(1) ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものとしたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに34（1）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものとしたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>（4）当社は、<u>35（1）</u>の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p>	<p>（4）当社は、<u>34（1）</u>の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p>	変更
<p>16. 検針</p> <p>（2）③ <u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ <u>36（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した日</p>	<p>16. 検針</p> <p>（2）③ <u>34（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した日</p> <p>④ <u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した日</p>	変更 変更
<p>18. 使用量の算定</p> <p>（3）② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は<u>36（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ <u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した日に<u>36（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p>	<p>18. 使用量の算定</p> <p>（3）② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は<u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間</p> <p>③ <u>34（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した日に<u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間</p>	変更 変更
<p>（12）当社（導管部門）は、<u>33（3）</u>の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>	<p>（12）当社（導管部門）は、<u>32（3）</u>の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。</p>	変更
<p>20. 料金の適用開始</p> <p>料金は、8のガスの使用開始日又は<u>36（1）</u>の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>	<p>20. 料金の適用開始</p> <p>料金は、8のガスの使用開始日又は<u>35（1）</u>の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>	変更

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>21. 支払期限</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日を行い、22（2）及び<u>35</u>においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>	<p>21. 支払期限</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日を行い、22（2）及び<u>34</u>においても同様とします。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>	変更
<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>(3) 当社は、<u>口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったもの</u>といたします。</p>	<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>(3) 当社は、<u>口座振替又はその他当社の指定する方法により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合又は当社の指定する方法の決済代行先が決済日として定める日もしくは当社が別途定める日が早収料金適用期間経過後となった場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったもの</u>といたします。</p>	変更
<p>(4) 当社は、<u>別表第6の料金表</u>を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12-1（4）④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（（7）及び（8）の場合も同様といたします。）。</p>	<p>(4) 当社は、<u>料金等定義書の料金表</u>を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12-1（4）④の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（（7）及び（8）の場合も同様といたします。）。</p>	変更
<p>(6) ④ <u>35（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p>	<p>(6) ④ <u>34（1）</u>の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p>	変更
<p>⑤ <u>36</u>の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間</p>	<p>⑤ <u>35</u>の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間</p>	変更

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑥ <u>34</u>の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>（7）当社は、（6）①から⑤までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、<u>別表第7</u>によります。</p> <p>（8）当社は、（6）⑥の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、<u>別表第8</u>によります。</p>	<p>が29日以下又は36日以上となった場合（16（5）により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）</p> <p>⑥ <u>33</u>の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。</p> <p>（7）当社は、（6）①から⑤までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、<u>別表第6</u>によります。</p> <p>（8）当社は、（6）⑥の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、<u>別表第7</u>によります。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>23. 単位料金の調整</u></p> <p><u>（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。</u></p> <p><u>なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2（2）のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき</u> <u>調整単位料金（1立方メートル当たり）</u> <u>=基準単位料金+0.066円×原料価格変動額/100円×</u> <u>（1+消費税率）</u></p> <p><u>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき</u></p>		<p>削除</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p><u>調整単位料金（1立方メートル当たり）</u> <u>=基準単位料金－0.066円×原料価格変動額／100円×</u> <u>（1＋消費税率）</u> <u>（備 考）</u> <u>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下</u> <u>の端数は切り捨てます。</u></p> <p><u>（2）（1）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以</u> <u>下のとおりといたします。</u></p> <p><u>① 基準平均原料価格（トン当たり）</u> <u>37,710円</u></p> <p><u>② 平均原料価格（トン当たり）</u> <u>別表第6の2の（2）に定められた各3か月間における貿易統計</u> <u>の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果</u> <u>の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及び</u> <u>トン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五</u> <u>入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算</u> <u>定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</u></p> <p><u>（算定式）</u> <u>平均原料価格</u> <u>= トン当たりLNG平均価格×0.9771</u> <u>+ トン当たりLPG平均価格×0.0474</u> <u>（備 考）</u> <u>トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社</u> <u>の営業所及び支社に掲示いたします。</u></p>		

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p><u>（算定式）</u></p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>24. 料金の精算等</p> <p>（3）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、<u>33（2）</u>で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、<u>別表第9</u>の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>25. 保証金</p> <p>（1）当社は、5（1）の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの<u>予想月額料金の3か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）</u>に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p>	<p>23. 料金の精算等</p> <p>（3）当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、<u>32（2）</u>で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、<u>別表第8</u>の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。</p> <p>24. 保証金</p> <p>（1）当社は、5（1）の申し込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、<u>次に掲げる金額のいずれか高い金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</u></p> <p><u>①その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準</u></p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、<u>保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。</u>この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、<u>保証金とその利息との合計額</u>（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、<u>保証金に対し年0.024パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。</u></p> <p><u>26. 料金の支払い方法</u> 料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、<u>36(1)①及び②</u>に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。</p>	<p><u>として算定いたします。）に相当する金額</u></p> <p><u>②1万円</u></p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。<u>ただし、当社は、申込者又はお客さまの料金の支払状況その他の事情を勘案し必要があると認める場合には、預かり期間満了に先立ち、その旨を通知のうえ、預かり期間を更新することがあります。</u></p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、<u>保証金をもってその料金に充当いたします。</u>この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、<u>保証金</u>（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息は付しません。</p> <p><u>25. 料金の支払い方法</u> 料金は、<u>口座振替、払込み又はその他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号に掲げる場合は、払込み又は当社の指定する方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p>① <u>35(1)①及び②</u>に規定する料金</p> <p>② <u>口座振替又はその他当社の指定する方法による料金のお支払いが不能となっている場合</u></p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p><u>27. 料金の口座振替</u></p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の<u>金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</u></p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は<u>金融機関所定の申込書</u>によりあらかじめ当社又は<u>金融機関</u>に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) <u>料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</u></p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、<u>口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。</u></p>	<p><u>26. 料金の口座振替等</u></p> <p>(1) 料金を口座振替の方法又は<u>その他当社の指定する方法</u>でお支払いいただく場合の<u>取扱い先は、当社が指定したものといたします。</u></p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法又は<u>その他当社の指定する方法</u>で支払われる場合は、当社所定の申込書又は<u>取扱い先所定の申込書</u>により、あらかじめ当社又は<u>取扱い先</u>に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) <u>口座振替日又は決済日は、当社が指定した日といたします。ただし、その他当社の指定する方法による場合は、当社が別に定めるところにより</u><u>ます。</u></p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法又は<u>その他当社の指定する方法</u>を申し込まれたお客さまは、<u>該方法による支払いの手続が完了するまでの間、料金を払込みの方法でお支払いいただきます。なお、本項により払込みの方法でお支払いいただく場合には、当社が別に指定する払込票発行手数料免除の期限まで、27（料金の払込み）に定める払込票発行手数料は申し受けません。</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>28. 料金の払込み</u></p> <p>お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>②当社の営業所等</p>	<p><u>27. 料金の払込み</u></p> <p>お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>①当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）</p> <p>②当社の営業所等</p> <p><u>なお、お客さまが料金を払込みにより支払われる場合のうち、コンビニエンスストア等での払込みに用いる払込票を当社が発行する場合は、コンビニ払込票発行手数料として、原則、当該払込票の発行および発送に要する</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p><u>29. 料金の当社への支払日</u></p> <p><u>30. 遅取料金の支払方法</u></p> <p><u>31. 料金の支払順序</u> 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p><u>32. 料金以外の費用の支払方法</u> 料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。</p> <p>① 当社が指定した金融機関 ② 当社の営業所等</p> <p><u>33. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</u> (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p>	<p><u>実費相当額の手数料をご負担いただきます。</u></p> <p><u>28. 料金の当社への支払日</u> (3) 当社は、お客さまが料金をその他当社の指定する方法で支払われる場合、当該方法の決済代行先が決済日として定める日又は当社が別途定める日に当社に対する支払いがなされたものとしたします。</p> <p><u>29. 遅取料金の支払方法</u></p> <p><u>30. 料金の支払順序</u> 料金（この小売約款ならびに当社が別に定める定義書等に定める料金をいいます。）は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。</p> <p><u>31. 検査料その他の支払方法</u> 当社は、41に定める検査料等の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。</p> <p><u>32. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性</u> (1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第9の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。</p>	<p></p> <p>変更 追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p><u>3 4. 供給又は使用の制限等</u></p> <p>(1) 当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が<u>3 3の規定</u>と相違する場合には当社（導管部門）の求めによりガスの注入を中止することがあります。</p> <p>(2) ② お客さまが<u>4 3</u>に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>④ お客さまが、<u>3 8、4 0、及び4 1</u>の保安に係る当社（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合</p> <p>(6) 当社（導管部門）は、<u>3 3（2）</u>に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。</p>	<p><u>3 3. 供給又は使用の制限等</u></p> <p>(1) 当社は、受入地点において注入するガスの熱量等が<u>3 2の規定</u>と相違する場合には当社（導管部門）の求めによりガスの注入を中止することがあります。</p> <p>(2) ② お客さまが<u>4 2</u>に掲げる当社（導管部門）係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>④ お客さまが、<u>3 7、3 9、及び4 0</u>の保安に係る当社（導管部門）への協力又は責任の規定に違反した場合</p> <p>(6) 当社（導管部門）は、<u>3 2（2）</u>に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び本項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>3 5. 供給停止</u></p> <p>(1) ④ <u>4 3各号</u>に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p>	<p><u>3 4. 供給停止</u></p> <p>(1) ④ <u>4 2各号</u>に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>3 6. 供給停止の解除</u></p> <p>(1) <u>3 5（1）</u>の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① <u>3 5（1）①</u>の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p>	<p><u>3 5. 供給停止の解除</u></p> <p>(1) <u>3 4（1）</u>の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① <u>3 4（1）①</u>の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>② <u>35（1）②</u>の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ <u>35（1）③、④、⑤又は⑥</u>の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) <u>35（2）</u>の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p>	<p>② <u>34（1）②</u>の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ <u>34（1）③、④、⑤又は⑥</u>の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) <u>34（2）</u>の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給が再開されます。</p> <p><u>(3) 当社は、34（1）の規定により供給を停止した場合の供給の再開にあたり、開栓又は供給再開の作業に要する実費を申し受けます。</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>
<p><u>37. 供給制限等の賠償</u></p> <p>(1) 当社が<u>10(4)、34又は35</u>の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 当社（導管部門）が<u>34又は35</u>の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。</p>	<p><u>36. 供給制限等の賠償</u></p> <p>(1) 当社が<u>10(4)、33又は34</u>の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 当社（導管部門）が<u>33又は34</u>の規定により供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたためにお客さまが損害を受けられても、当社（導管部門）の責めに帰すべき事由がないときは、当社及び当社（導管部門）は賠償の責任を負いません。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>38. 供給施設の保安責任</u></p> <p><u>39. 周知及び調査義務</u></p>	<p><u>37. 供給施設の保安責任</u></p> <p><u>38. 周知及び調査義務</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p><u>4 0.</u> 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(3) お客さまは、<u>3 8 (3) 及び3 9 (2)</u> のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(5) 当社（導管部門）は、お客さまが当社（導管部門）の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは<u>3 3 (2)</u> に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p>	<p><u>3 9.</u> 保安に対するお客さまの協力</p> <p>(3) お客さまは、<u>3 7 (3) 及び3 8 (2)</u> のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。</p> <p>(5) 当社（導管部門）は、お客さまが当社（導管部門）の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは<u>3 2 (2)</u> に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>4 1.</u> お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、<u>3 9 (1)</u> の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(4) ③ <u>3 3 (2)</u> に規定する供給ガスに適合するものであること</p>	<p><u>4 0.</u> お客さまの責任</p> <p>(1) お客さまは、<u>3 8 (1)</u> の規定により当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。</p> <p>(4) ③ <u>3 2 (2)</u> に規定する供給ガスに適合するものであること</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>4 2.</u> 供給施設等の検査</p>	<p><u>4 1.</u> 供給施設等の検査</p>	<p>変更</p>
<p><u>4 3.</u> 使用場所への立ち入り</p> <p>(3) ① <u>3 4 又は3 5</u> の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</p>	<p><u>4 2.</u> 使用場所への立ち入り</p> <p>(3) ① <u>3 3 又は3 4</u> の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p><u>4 4.</u> お客さまに関する情報の取扱い</p> <p>(1) 当社は、当社（導管部門）に<u>3 9 (2)</u> の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。</p>	<p><u>4 3.</u> お客さまに関する情報の取扱い</p> <p>(1) 当社は、当社（導管部門）に<u>3 8 (2)</u> の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
	<p><u>4 4.</u> 反社会勢力の排除</p> <p><u>(1) お客さまおよび当社は、このガス需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・</u></p>	<p>追加</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
	<p><u>団体、総会屋等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)および以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス需給契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。</u></p> <p><u>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。</u></p> <p><u>① 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>⑤ その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>(3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちにこのガス需給契約を解除することができるものとし、</u></p>	

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>付則</p> <p>1. この小売約款の実施期日 この小売約款は、<u>2025年5月23日</u>から実施します。</p> <p><u>2. この小売約款の揭示</u> 当社は、この小売約款を、<u>営業所等のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。</u>この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p>（別表第6）適用する料金表</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表B 使用量が20立方メートルを超え、81立方メートルまでの場合に適用いたします。</p>	<p><u>当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4 5. 専属的合意管轄裁判所</u> <u>この供給約款にかかわる訴訟については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。</u></p> <p>付則</p> <p>1. この小売約款の実施期日 この小売約款は、<u>2026年4月1日</u>から実施します。</p> <p><u>2. 旧約款の廃止日</u> <u>旧約款（2025年5月23日実施）は、本約款の実施をもって廃止いたします。</u></p> <p><u>3. この小売約款の揭示</u> 当社は、この小売約款を、<u>営業所等において揭示いたします。</u>この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p>	<p></p> <p>追加</p> <p>変更 追加</p> <p>変更 変更</p> <p>削除</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>料金表C 使用量が81立方メートルを超え、204立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表D 使用量が204立方メートルを超え、511立方メートルまでの場合に適用いたします。</p> <p>料金表E 使用量が511立方メートルを超える場合に適用いたします。</p> <p>2. 料金及び消費税等相当額の算定方法</p> <p>(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。</p> <p>(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。</p> <p>① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月ま</p>		

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>での平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。</p> <p>(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。</p> <p>① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1</p>		

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考										
<p>+消費税率)</p> <p>② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)</p> <p>3. 料金表A (消費税等棟総額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="129 491 994 545"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>786.50円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="129 596 994 651"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>158.62円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="129 890 994 944"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>918.50円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="129 1034 994 1088"> <tr> <td>1立方メートルにつき</td> <td>152.02円</td> </tr> </table> <p>(3) 調整単位料金</p> <p>(2)の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。</p> <p>5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="129 1327 994 1382"> <tr> <td>1か月及びガスメーター1個につき</td> <td>1,322.20円</td> </tr> </table> <p>(2) 基準単位料金</p>	1か月及びガスメーター1個につき	786.50円	1立方メートルにつき	158.62円	1か月及びガスメーター1個につき	918.50円	1立方メートルにつき	152.02円	1か月及びガスメーター1個につき	1,322.20円		
1か月及びガスメーター1個につき	786.50円											
1立方メートルにつき	158.62円											
1か月及びガスメーター1個につき	918.50円											
1立方メートルにつき	152.02円											
1か月及びガスメーター1個につき	1,322.20円											

ガス小売供給約款（旧）		ガス小売供給約款（新）	備 考
1 立方メートルにつき	147.03円		
(3) 調整単位料金 (2) の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。			
6. 料金表D（消費税等相当額を含みます。）			
(1) 基本料金			
1 か月及びガスメーター1 個につき	2,311.10円		
(2) 基準単位料金			
1 立方メートルにつき	142.18円		
(3) 調整単位料金			
(2) の基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。			
7. 料金表E（消費税等相当額を含みます。）			
(1) 基本料金			
1 か月及びガスメーター1 個につき	5,183.20円		
(2) 基準単位料金			
1 立方メートルにつき	136.56円		
(3) 調整単位料金			
(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。			
(別表第7) 早取料金の日割計算(1)		(別表第6) 早取料金の日割計算(1)	変更
早取料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの		早取料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金等定義書の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を	変更
		乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。	

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>（1）日割計算後基本料金 基本料金×日割計算日数／30 （備 考）</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て</p> <p>（2）従量料金 別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。</p> <p>（別表第8）早収料金の日割計算（2） 早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>（1）日割計算後基本料金 基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30 （備 考）</p> <p>① 基本料金は、別表第6の料金表における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て</p>	<p>（1）日割計算後基本料金 基本料金×日割計算日数／30 （備 考）</p> <p>① 基本料金は、料金等定義書の料金表における基本料金 ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て</p> <p>（2）従量料金 料金等定義書の料金表における基準単位料金又は料金等定義書により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、料金等定義書における適用基準と同様といたします。</p> <p>（別表第7）早収料金の日割計算（2） 早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、料金等定義書の料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。</p> <p>（1）日割計算後基本料金 基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30 （備 考）</p> <p>① 基本料金は、料金等定義書の料金表における基本料金 ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30 ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

ガス小売供給約款（旧）	ガス小売供給約款（新）	備 考
<p>（2）従量料金</p> <p>別表第6の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。</p> <p>（別表第9）標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> $D = \frac{F \times (C - A)}{C}$ <p>（備 考）</p> <p>D = 24（3）の規定により算定する金額</p> <p>F = 22の規定により算定した従量料金</p> <p>C = 33（2）に規定する標準熱量</p> <p>A = ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値</p> <p>（別表第10）燃焼速度・ウォッベ指数</p>	<p>（2）従量料金</p> <p>料金等定義書の料金表における基準単位料金又は料金等定義書により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、料金等定義書における適用基準と同様といたします。</p> <p>（別表第8）標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式</p> $D = \frac{F \times (C - A)}{C}$ <p>（備 考）</p> <p>D = 23（3）の規定により算定する金額</p> <p>F = 22の規定により算定した従量料金</p> <p>C = 32（2）に規定する標準熱量</p> <p>A = ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値</p> <p>（別表第9）燃焼速度・ウォッベ指数</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>